

江南ひまわりクラブ

第2建設工事

設計施工仕様書

令和8年度

新潟市こども未来部

こども政策課

1. 概要

工 事 名	◆江南ひまわりクラブ第2建設工事
工事場所	◆新潟市東区江南5丁目地内（江南小学校敷地内）
敷地条件	◆敷地面積 17,071㎡ （計画通知の敷地面積は別途協議のうえ定める） ◆地域・地区 第一種住居地域、市街化区域 ◆防火指定等 建築基準法22条地域 ◆建ぺい率 60% ◆容積率 200%
施設概要	◆主要用途 児童福祉施設 ◆軽量鉄骨（プレハブ）造 約192㎡ ◆利用児童数 60名 尚、面積は各メーカーの規格により多少の変動は差し支えないものとする。 ただし、新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例により、児童1人あたり1.65㎡以上の専用区画面積を確保するものとし、それに該当する室を遊戯室及び学習室とする。
工 期	◆契約日～令和9年3月15日まで

2. 設計条件

受注者は、以下の条件を満たす建物の設計を行うものとする。また、施設設置に伴う計画通知等の手続きは受注者の責務で行うものとする。本設計は「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」における適合判定を受ける必要がある。そのため、電気・設備の仕様と合わせて省エネ性能確保計画を作成し、提出すること。

シックハウス対策は、特記仕様書による。

（1）建築工事

標準構造	◆軽量鉄骨（プレハブ）造 平屋建（積雪寒冷地仕様） ◆積載荷重は、建築基準法施行令第85条第1項表（3）による。 ◆積雪荷重は、新潟市建築基準法施行細則別表第2とし、単位重量は30N/cm/㎡とする。 ◆構造部材は計算で確かめられた強度以上のものを使用する。 ただし、メーカー仕様により安全・性能が確認された場合はこの限りではない。 ◆延焼の恐れのある部分について、建築基準法に適合させること。 ◆地耐力の調査は受注者の責務で行うものとする。また地耐力の不足により地盤補強を必要とする場合は、別途とする。 ◆地耐力の調査により地中埋設物が確認され、撤去等が必要とする場合は、別途とする。（構造部材の変更についても同様）
------	--

詳細は、下記仕様と同等以上のものとする。

【構造材】

構造部材については、構造耐力上支障のある錆または腐れが生じないように対策を講じること。また、構造部材の防錆・防腐処理はメーカー仕様による。

基礎	鉄筋コンクリート造布基礎 床下換気口：鋳鉄製（H170mm×W420mm@2,700程度以下）
土台	軽量鉄骨
大引	木製又は鋼製@910mm程度
床束	木製@910mm程度 束石はコンクリート製又は平板ブロック
柱梁材	軽量鉄骨
床	押出法ポリスチレンフォーム板t=40mm以上を充填 （熱伝導率：0.034w/（m*k）以下）
壁	外部に面する壁はグラスウールt=50mm以上を充填（密度：24kg/m ² ）

【外部仕上材】

外壁	金属サイディング（t=15程度）
屋根	亜鉛メッキ製雪止金物、鼻隠し金物及び出入口部に庇を設置 折板葺 裏面発泡ポリエチレンフォーム（t=4mm程度） 塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金メッキ（t=0.5mm以上）
窓枠	アルミサッシ引違窓（網戸付） <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊戯室・学習室 有効高さ1,300mm程度 透明強化ガラス（t=4mm） ・ 事務室 有効高さ1,300mm程度 透明ガラス（t=3mm） ・ 玄関・ホール 有効高さ1,300mm程度 透明強化ガラス（t=4mm） ・ トイレ 有効高さ450mm程度 型板ガラス（t=4mm）
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関 アルミサッシ引違い戸（網戸付）、有効高さ2,000mm程度 ・ 勝手口 アルミサッシ片開き戸、有効高さ2,000mm程度 ※必要に応じてシリンダーサムターン錠付(非常用カバー付き) ・ 共通 上部：透明強化ガラス（t=4mm） 下部：アルミサンドイッチパネル 外部：土間コンクリート段付き （仕上げ：ほうき目引き、段鼻タイル、蹴上160mm程度）
風除室	ポリカーボネート製パネル 物置 W1200×D600×H1400程度（スチール製・既製品）（1か所）
雨樋	塩ビ製（軒樋、縦樋）

【内部仕上材】

床	<p>床下地材のうえに、下記仕様の仕上げをする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室・事務室・ホール 天然木化粧複合フローリング (t=12mm) 床下点検口450角 (アルミ枠、鍵付) ・学習室 畳敷き (ビニール製) D種 一部、天然木化粧複合フローリング (t=12mm) 仕上げ (家具や暖房器具等の設置部分でかつ畳の割り付け上必要な部分) ・その他 ラワン合板 (t=12mm下地) +長尺塩ビシート (t=2.0mm~2.5mm) ・玄関 土間コンクリート金コテ+長尺シート貼(防滑配慮)、木製上框
壁	<p>軽量鉄骨下地、又は木造下地に下記仕様の仕上げをする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関・ホール 石膏ボード12.5mm+掲示板用ビニールクロス貼り (腰壁：天然木化粧合板貼り t=5mm程度、巾木：塩ビ製) ・遊戯室・学習室 石膏ボード12.5mm +ビニールクロス貼り (腰壁：天然木化粧合板貼り t=5mm程度、巾木：塩ビ製) ・その他室 石膏ボード12.5mm +ビニールクロス貼り 巾木：塩ビ製 <p>※火気使用室については法的内装制限を満たすこと ※便所内の手洗い器及び小便器が付く壁は化粧ケイ酸カルシウム板仕上げとすること</p>
天井	<p>軽量鉄骨下地、又は木造下地に下記仕様の仕上げをする</p> <p>化粧吸音石膏ボード+グラスウール (t=50mm以上) (密度：24kg/m³)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室・学習室：CH=2,700mm以上 ・その他室：CH=2,400mm以上 <p>※火気使用室については法的内装制限を満たすこと</p>
内部建具	<p>メーカー仕様建具に、下記事項を備えること</p> <p>出入口は木製フラッシュ戸又はアルミ戸 (事務室は鍵付)</p> <p>窓は腰上透明強化ガラス (t=4mm)</p> <p>引き戸には指詰め防止ストッパーを設置し、引き残しを設けること。</p>

【その他】

トイレブース (巾木タイプ)	<p>表面材：ポリエステル化粧合板程度</p> <p>L型手摺 (SUS製、樹脂被膜タイプ) を男女とも各1か所ずつ設置</p>
小便器手摺	<p>S U S 製小便器用手すり (T112CU2)</p> <p>樹脂被覆タイプ (W600×D550) (1か所)</p>

水呑場	水栓 5 箇所用（側面・背面バックステンレス貼り） 下部収納（扉付）、鏡付き（w360×h450 個所/水栓） 床面・家具取り合い部の隙間をふさぐこと
物入れ	表面材：ポリエステル化粧合板 中板可動式 物入れ① H900+1000(扉有)+800（扉有）（別図参照） 物入れ② H900+1000+800（扉有）（別図参照） ※設置個所は参考平面図を参照
道具入れ	表面材：ポリエステル化粧合板 小口：軟質塩ビコーナー材 W350×H330×D400(内法寸法)(別図参照) ※学習室に設置
本棚	表面材：ポリエステル化粧合板 棚板可動式 一部扉有(別図参照) ※学習室に設置
下足入れ	木製、縦仕切り板なし（60人） 下足入れW200×H430×D350、上履棚W200×H140×D220
コート掛	可動式フック（60人分）
可動棚	男子トイレ用具入（鍵付き） 表面材：ポリエステル化粧合板
吊り戸棚	事務室（1か所）、女子トイレ（1か所） 表面材：ポリエステル化粧合板 事務室：W1,200×H450×D350程度 内部可動棚 3段 女子トイレ：W1,000×H450×D350程度 内部可動棚 3段 取付高さ：下端H1,700程度とする
暖房器具上部カウンター	表面材：ポリエステル化粧合板 ※暖房器具の操作及びフィルタ清掃が可能な構造とする
流し台ユニット	流し台(調理台付)L:1,200程度(流し台廻壁 化粧ケイカル) コンロ台(流し台と同高さ)L:600程度(コンロ別途) レンジフード ※事務室に設置
ホワイトボード	W1,800×H900程度 受け皿なし ※遊戯室に設置
一輪車用手すり下地	L=1,800程度 ※遊戯室に設置
壁付扇風機取付用下地	※事務室に設置
カーテン	・各室の外壁窓及び遊戯室・学習室の外部出入口に取付け 遮光カーテン（SUSカーテンレール（S）共） ・事務室内に着替え等の目隠し用として取付け 天井吊り H2200程度（SUSカーテンレール（S）共）
サイン	・ピクトサイン（男子・女子便所各1か所） アクリル樹脂、SUS受金物 W200×H200程度 ・高輝度蓄光式誘導標識（各界出入口1か所） 壁面用（フレーム付） W200×H200程度
キーボックス	キーボックス20組用（1個）

	壁付け（設置個所は別途協議）
--	----------------

※上記寸法は、有効寸法とする。

(2) 電気設備工事
別紙による。

(3) 機械設備工事
別紙による。

(4) 付帯工事
以下の付帯工事は、本工事と併せて行うものとする。（配置図・参考図参照）

- ・鉄棒の移設
- ・既存フェンス改修

(5) 共通仕様

- ・本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事及び各設備工事編）最新版による。
- ・屋外の配管支持金具は、S U S 製とする。

3. 施工条件

本工事の施工については、江南小学校で行われる別工事と協議・調整を必要に応じて行いながら進めること。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 施工範囲 | 本工事の範囲は、本仕様書ならびに参考図に示された各工事である。（設計、施工にあたり、都市計画法及び建築基準法及び消防法等、関係法令を遵守すること） |
| (2) 質疑事項の処理 | 設計施工仕様書及び参考図に質疑が生じた場合は、発注者と協議の上で決定し処理をすること。 |
| (3) 工程・工事計画 | 着手に先立ち工程表および施工計画書を提出し、施工計画（仮設計画共）について監督員の承諾を受けること。 |
| (4) 施工図・製作図 | 施工上必要な図面は遅滞なく作成し監督員の承諾を受けること。 |
| (5) 養生 | 施工中損傷の恐れのある既存施設等は、適切な方法で養生するか、または現況復旧すること。（搬入経路共） |
| (6) 安全対策 | 工事スペースおよびその周辺の安全に十分注意し、適切な処置を行った上で施工を行うこと。（現場作業中は、交通誘導 |

員等を常時配置する。)

- (7) 工事報告 工事の進捗に応じ、必要な書類を監督員に提出する。
- (8) 工事写真 完成後、破壊しなければ検査できない箇所についても施工方法・内容が確認できるものを撮影すること。
撮影に関しては、最新の営繕工事写真撮影要領を参照すること。
- (9) 工事関係書類 新潟市ホームページ掲載の工事関係書類提出リストを基に提出すること。

4. 見積条件

- (1) 内訳書
 - イ) 内訳書は、指定の様式にて作成するものとする。
 - ロ) 内訳書の細目数量は、小数点以下第1位とし100以上は整数とする。
また、端数処理については四捨五入とする。
- (2) その他
 - イ) 設計見積時には参考図・現場の状況・関係法令を十分考慮の上、設計を行う。
 - ロ) 設計見積時に要した費用は全て業者負担とする。
 - ハ) 契約後、設計の完了時には、官公庁等の諸手続きを行うこと。
 - ニ) 工事内容の変更については、両者協議の上行うものとし、受注者は設計図書の作成に協力するものとする。
 - ホ) 契約の締結後に契約の相手方が提出した工事費内訳の合計金額をもって、工事請負契約約款別表中の「設計金額」とする。

5. 成果品

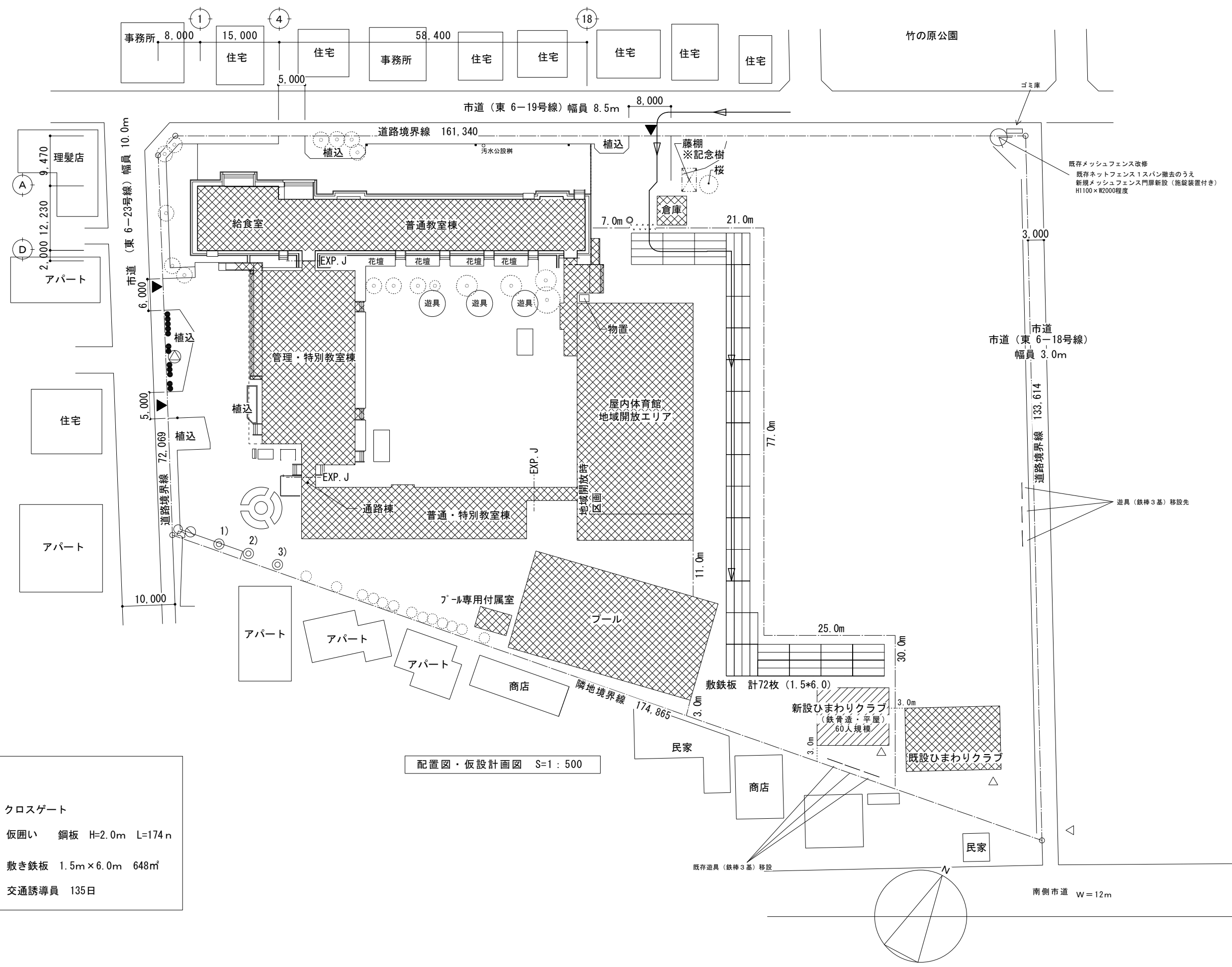
(1) 主な成果品





	審査図		竣工図		その他
	白図 A3判	データ	製本 A3判 2つ折り	データ	原紙
見積内訳書					1
意匠図（設計概要及び仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、法チェック表、平面図、断面図、立面図、天井伏図、建具表、詳細図等）	2	1	2	1	
構造図一式	2	1	2	1	
電気設備図一式	2	1	2	1	
機械設備図一式	2	1	2	1	
構造計算書					1
計画通知図書（資料の作成）					2
竣工写真					3
その他					1

イ) 成果品の提出場所は、こども未来部こども政策課とする。

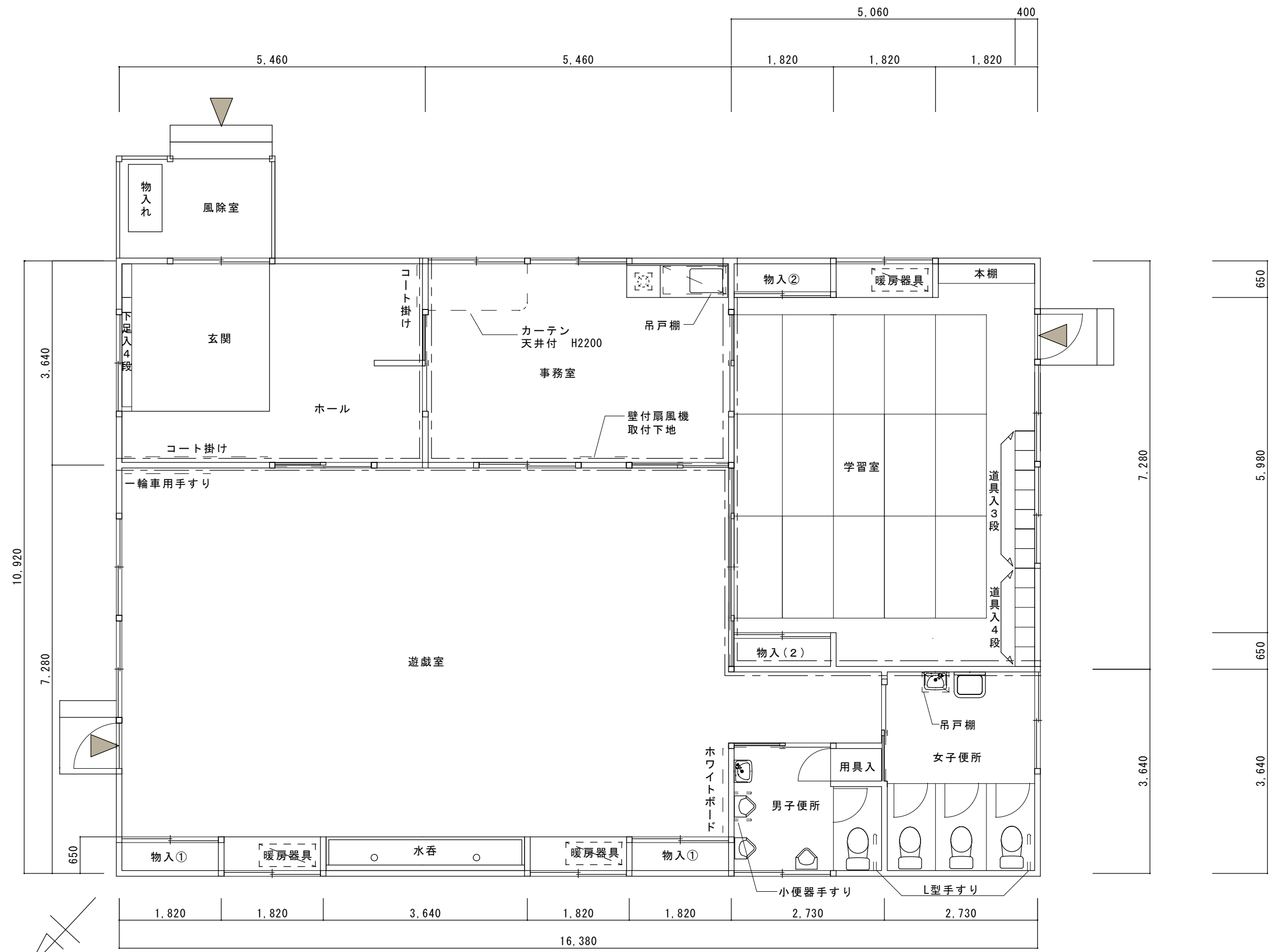
ロ) 審査図は設計時に、竣工図は工事完了時に提出するものとし、提出期限は監督員と協議の上決定し、遅延なく提出するものとする。

ハ) データは、JWW 及び PDF とする。

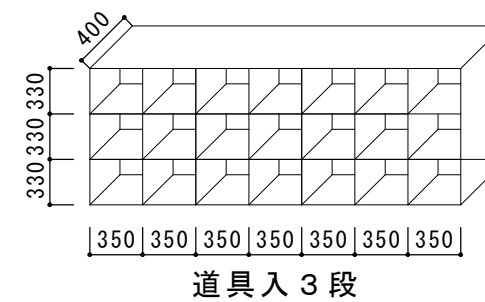
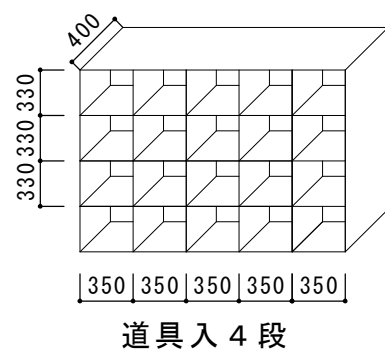
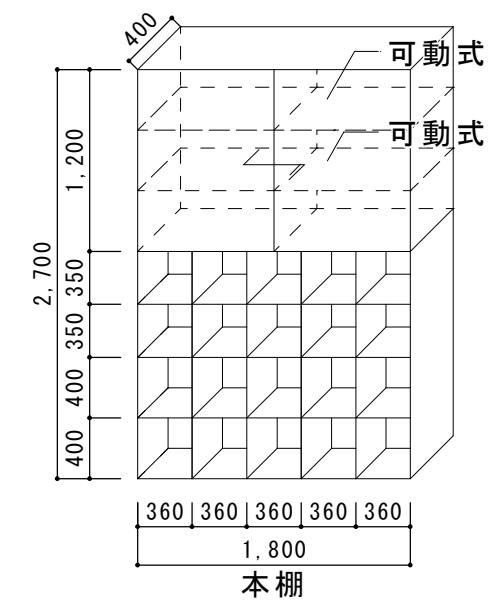
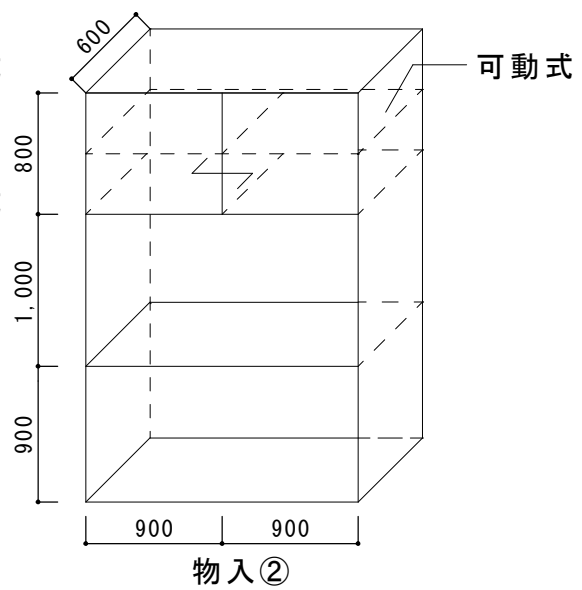
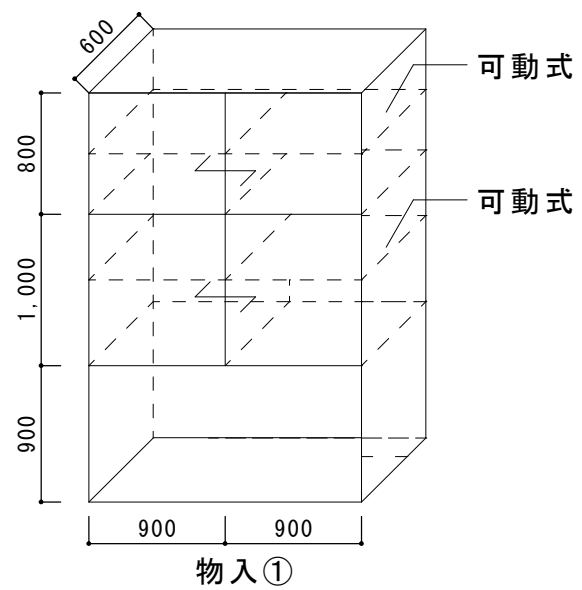


- 凡例
-  クロスゲート
 -  仮囲い 鋼板 H=2.0m L=174n
 -  敷き鉄板 1.5m×6.0m 648㎡
 -  交通誘導員 135日

配置図・仮設計画図 S=1:500



--- : 防火上主要な間仕切り壁の範囲を示す



【電気設備工事特記仕様書】

(1) 幹線設備

- ・電力の引込は、既存引込柱に設置されている開閉器盤から行うこと。
- ・開閉器盤に必要な改造又は取替を行うこと。
- ・幹線は、EM-CETケーブルとすること。屋外露出部分はHIVE管にて保護すること。
- ・電圧降下は、内線規程によること。
- ・需要率は、100%とすること。
- ・配線の許容電流は、建築設備設計基準によること。

(2) 電線・電線管類

- ・配線はEMケーブルとする。
- ・隠蔽配線を基本とするが、やむを得ず露出する部分は1種金属線びで保護する。
- ・埋設配管は、ケーブル埋設シート(2倍長)を布設する。
- ・防火上主要な間仕切り部分は防火区画処理を施すこと。

(3) 配線器具

- ・換気扇スイッチは確認表示灯付とする。
- ・コンセントは接地極付とする。ただし、以下の機器については接地極・接地端子付コンセントを用意する。
暖冷房機器、扇風機、コピー機、電子レンジ、冷蔵庫、温水器、暖房便座、洗濯機
- ・コンセントの送り端子は使用しない。
- ・遊戯室のコンセント取り付け高さは、350mmとする。
- ・スイッチ取り付け高さは、1100mmとする。

(4) 照明器具

- ・照明器具はLEDとし、照度及び器具の仕様並びに点滅は電気設備諸元表による。
- ・ひまわりクラブの壁面に外灯を設置すること。

(5) 分電盤

- ・電灯動力分岐盤を設ける。
- ・電灯分電盤は樹脂製扉付きのホーム分電盤とする。

(6) 光回線配管配線設備

- ・独立の契約(光電話想定)とし、光回線の引込みは最寄りのNTT柱(紫石一幹17)から行うこと。(別途NTT工事)
- ・電話機の設置は別途工事とし、引込経路及び引込口から事務室までの空配管は本工事で行う。
- ・光モデムから電話受口までの配管配線を行う。
- ・光モデムから情報用アウトレットまでの配管配線を行う。
- ・電話受口はモジュージャック(6極4芯)とする。
- ・電話機及び情報端末を事務室中央で有線にて使用できるようにすること。

(7) ドアホン設備

- ・独立のドアホンシステムとする。
- ・ドアホンは内線通話が可能なものとし、モニター付親機(事務室)、子機(玄関)、モニター付ワイヤレス子機(遊戯室)の設置及び各機器間の配線を行う。

(8) テレビ共同受信設備

- ・UHFアンテナを設置し、直列ユニット(CS-7F)への配管配線を行う。
- ・直列ユニットの送り端子は使用しない。

(9) 法令用途

- ・建築基準法 : 児童福祉施設(別表第一(二)) 必要箇所に非常照明を設置すること。
- ・消防法 : (15)項 事務室(令別表第1) 必要箇所に非常警報、消火器を設置すること。

電気設備諸元表

室名	照明			分電盤	コンセント・電源		電話用 アウトレツ ト	情報用 アウトレツ ト	ドアホン	インターホン (モニター付 き)	テレビ端子
	設計照度 (lx)	照明器具仕様	スイッチ		100V	200V (エアコン用)					
屋外照明 ※1		屋外防雨型 (HID250W相当)	自動点滅器 及びタイマー		○						
玄関(外)		屋外防雨型	タンプラススイッチ 消遅れ(3分)		○				○(子)		
玄関・ホール	200	直付, 下面開放	タンプラススイッチ		○						
事務室	500	直付, 下面開放	タンプラススイッチ	○	○	○	○	○		○(親)	
遊戯室	400	埋込, ルーバ付 ポリカーボネート	タンプラススイッチ		○	○				○(子)	
学習室	500	直付, 下面開放	タンプラススイッチ		○	○					○
男子便所	150	直付, 下面開放	人感センサー		○						
女子便所	150	直付, 下面開放	人感センサー		○						

※1 屋外照明は1台設置

4. 排水設備

適用	仕様	
○	建物外放流先	
○	汚水	○直放流下水道 ・合併処理浄化槽 ・単独処理浄化槽
○	雑排水	○直放流下水道 ・合併処理浄化槽 ・側溝
○	排水管取り出し方法	・公道部新規 ・公設樹に接続(別図参照) ○敷地内既設(別図参照)
公設樹新設の場合に必要な手続きは、受注者が遅滞なく行う。必要に応じ、監督員と協議を行う。		
○	樹	※小口径塩ビ樹(インバート樹)
○	樹蓋	○塩ビ製 ・インターロッキングブロック用化粧蓋300角(スライド開閉式、5kN)(別図歩道部) ・耐荷重仕様(別図駐車場部)
○	自然流下(重力排水)部分については、下水道推奨基準を確保する。	
○	排水設備設置等確認申請手続きは、受注者が遅滞なく行う。	
中継ポンプ槽を使用しても良い。		

5. 雨水設備

適用	仕様	
○	雨水配管接続先	○敷地内側溝 ・敷地内雨水樹 ・敷地内汚水樹(合流) ・雨水浸透樹 ・その他()
○	樹	※小口径塩ビ樹(インバート樹) ・小口径塩ビ樹(浸透樹)
○	樹蓋	○塩ビ製 ・インターロッキングブロック用化粧蓋300角(スライド開閉式、5kN)(別図歩道部) ・耐荷重仕様(別図駐車場部)

6. 冷暖房設備

適用	仕様																				
○	冷暖房方式	ヒートポンプエアコン (○EHP ・EHP高暖房型) 冷房、暖房共運転できるものを選定する。																			
○	冷媒の種類	・R410-A ※R-32																			
○	室外機	・耐重塩害仕様 ※電源は単相とする 設置方法は、(○壁掛け ・平置き)とし、設置位置は、監督員と協議し決定する。 架台は(○溶融垂鉛メッキ(※2種35 ・2種50) ・アルミ製)とする。 室外機を壁掛けとする場合は、転倒防止処置をする。																			
○	室内機	※天井カセット形 ・壁掛け形 天井カセット形とする場合は、吊りポルトに振れ止め処理をする。																			
○	リモコン	※ワイヤードリモコン ・ワイヤレスリモコン																			
○	FF式温風暖房機(ガス)	燃料種別 (・都市ガス ○プロパンガス) 付属品 (※鍵付操作パネル ※吹出口ガード ※SUS製排気筒保護ガード(※1階に設置する機器 ・すべて))																			
○	FF式温風暖房機(石油)	燃料種別 (※灯油(オイルタンクから配管にて暖房機に接続する方式とする。)) 付属品 (※鍵付操作パネル ※吹出口ガード ※SUS製排気筒保護ガード(※1階に設置する機器 ・すべて) ※給油バルブセット ※バルブボックス付ストーブ台)																			
○	オイルタンク	容量 ※198L 材質 ※SUS304製 付属品 (※油量表 ※ストレーナーバルブ ※水抜きアダプター)																			
玄関脇(風除室など)に給油小出バルブ(バルブカバー、鍵付き)を設置する。																					
○	設計温湿度条件は下記表によるものとし、換気負荷は0として熱負荷計算を行い、冷暖房機器の能力を選定する。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内</th> </tr> <tr> <th>乾球温度</th> <th>相対湿度</th> <th>乾球温度</th> <th>相対湿度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏期</td> <td>33.7℃</td> <td>58.1%</td> <td>28.0℃</td> <td>成行き</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>-0.8℃</td> <td>76.0%</td> <td>20.0℃</td> <td>成行き</td> </tr> </tbody> </table>		区分	外気		室内		乾球温度	相対湿度	乾球温度	相対湿度	夏期	33.7℃	58.1%	28.0℃	成行き	冬期	-0.8℃	76.0%	20.0℃	成行き
区分	外気			室内																	
	乾球温度	相対湿度	乾球温度	相対湿度																	
夏期	33.7℃	58.1%	28.0℃	成行き																	
冬期	-0.8℃	76.0%	20.0℃	成行き																	
○	屋外露出の冷媒配管の保温外装は保温化粧ケース(樹脂製)とする。																				

7. 換気設備

適用	仕様	
○	各室諸元表の「換気形態」の種別により、下記表による換気設備を設けること	
	換気形態	有効換気量(m ³ /h) 備考
	①	30 × 居室の床面積 × 0.2人/m ² 居室の人員密度
	②	40 × k × Q 酸素消費量
	③	容積m ³ × 15回/h 必要換気回数
	④	30 × 電気式厨房器具の電気容量 電気式厨房器具
k : 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量[m ³ /kW・h] Q : 実状に応じた燃料消費量[kW] ※家庭用2口IHコンロ想定(電気容量2kW程度)		
○	換気形態①の換気扇は、24時間換気スイッチ付とする。	
○	5号ガス湯沸器に、換気扇連動スイッチを設置する。	
○	建築基準法(シックハウス対策)に定める居室に、必要な給気設備を設置する。	

8. ガス設備

適用	仕様
○ ガス種別	・都市ガス ○プロパンガス
ガス管取り出し方法	・公道部新規 ・敷地内既設管(別図参照) 取り出し位置は、ガス供給事業者の規定によるほか、監督員と協議し決定する。
○ メーター及び調整器	・ガス事業者貸与品 ○本工事設置品 設置位置は、監督員と協議し決定する。
○ 事務室内にガス漏れ警報器を設置すること。(プロパンガスの場合)	
○ その他記載なき事項については、ガス供給事業者の規定による。	

9. その他特記事項

適用	仕様
○ 防火上主要な間仕切り壁を貫通する配管及びダクトは、建築基準法施行令第112、113、114条による構造とすること。	
○ 給水は既設20mmの引き込みを40mmに変更とするが、口径は参考とし、設計時に決定する。道路舗装の撤去・復旧を伴うため、範囲は設計時に決定する。	
○ 散水用の既存放水銃・散水栓を移設とするが、明確な移設位置については設計時に決定する。	
○ 事務室のコンロはIH、給湯は電気温水器とする。	

◆各室諸元表

室名	水栓金具・他 器具名称	数量			冷暖房			暖房			換気形態	備考		
		1階	2階	合計	方式	台数		方式	台数					
						1階	2階		合計	1階			2階	合計
事務室	シングルレバー混合栓	1		1	EHP	1		1				①		
	電気温水器	1		1								④		
学習室	単水栓	なし	なし		EHP	1		1	FF式	1	1	①	水呑場なし	
遊戯室	単水栓(レバー式)	5		5	EHP	2		2	FF式	2	2	①		
トイレ	<別途トイレ衛生器具諸元表による>											③		
屋外	単水栓(キー式)	1		1										設置位置は協議とする。
	不凍水栓柱	1		1										
	ガーデンパン	1		1										

※冷暖房機の台数は参考値とする。

※冬期の暖房には、FF式温風暖房機を使用するものとする。

◆トイレ衛生器具諸元表

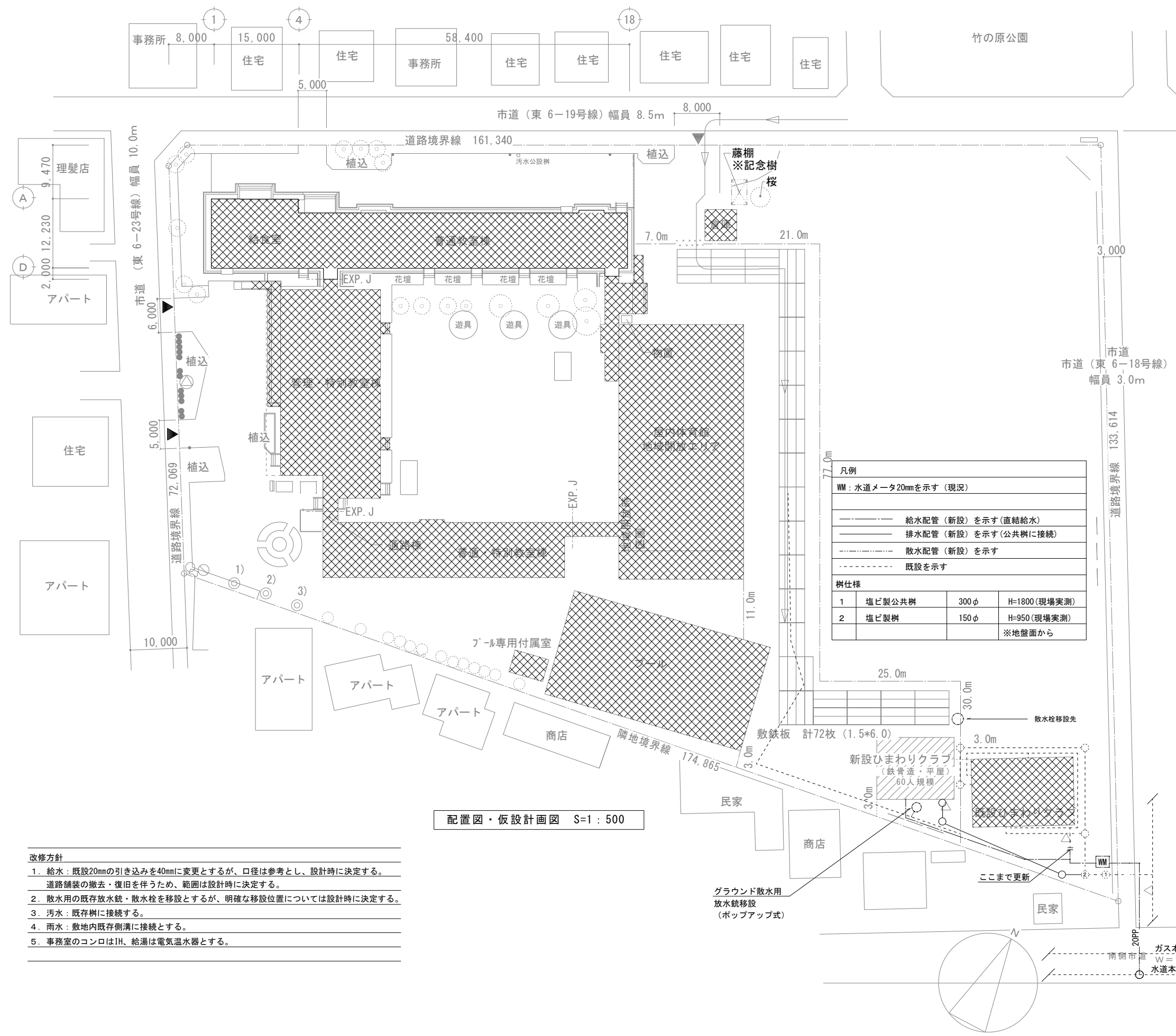
	階数	洋便器	小便器	手洗器	鏡	掃除流し	備考
女子トイレ	1階	3		1	1	1	
	2階						
男子トイレ	1階	1	3	1	1		
	2階						
合計		4	3	2	2	1	

◆ガス設備諸元表(FF式温風暖房機がガス焚きの場合)

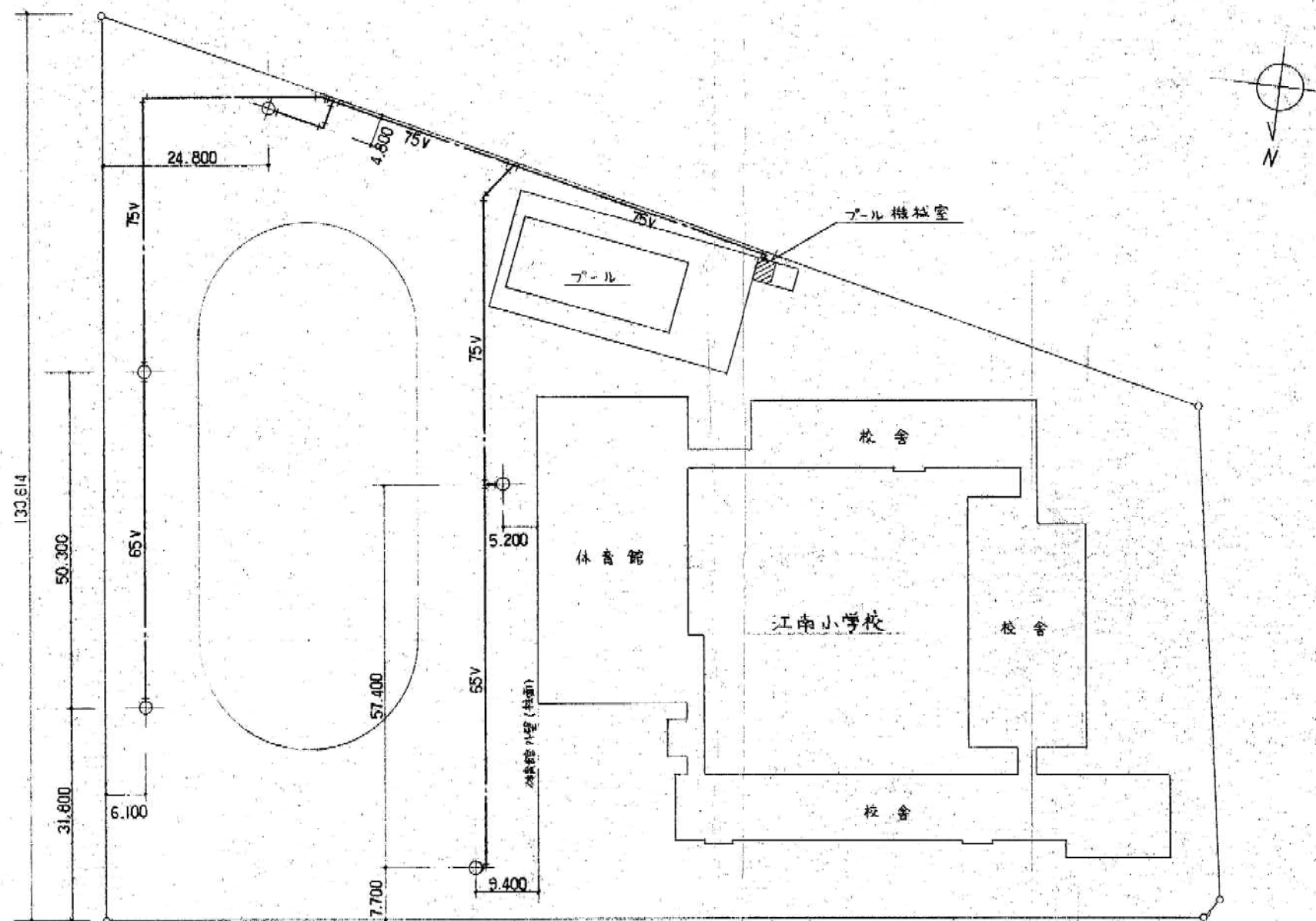
室名	ガス設備
事務室	なし(電気温水器のため)
学習室	FF式温風暖房機用ガス栓
遊戯室	FF式温風暖房機用ガス栓

◆ガス設備諸元表(FF式温風暖房機が灯油焚きの場合)

室名	ガス設備
事務室	湯沸し器用ガス栓



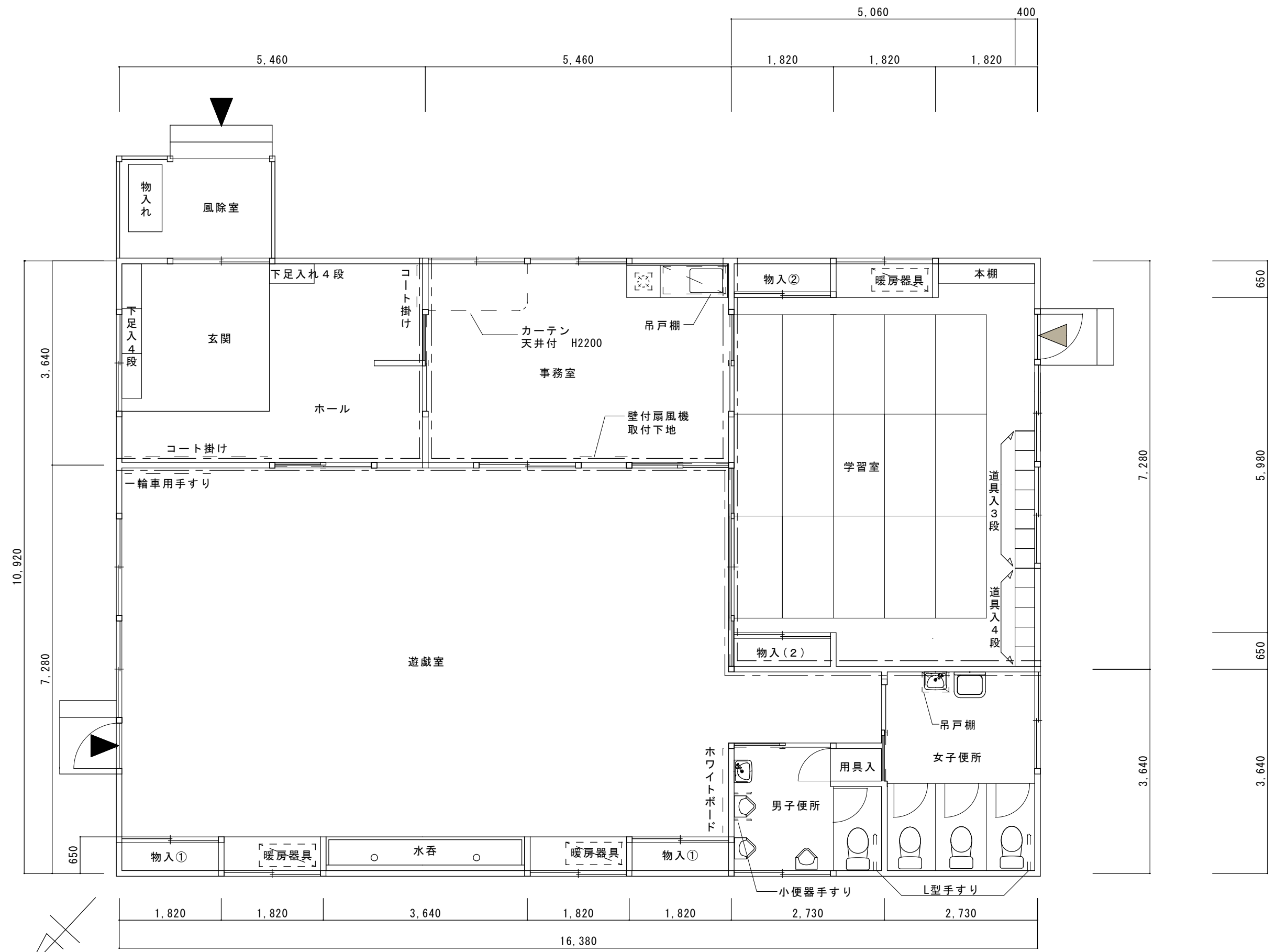
- 改修方針
1. 給水: 既設20mmの引き込みを40mmに変更とするが、口径は参考とし、設計時に決定する。
道路舗装の撤去・復旧を伴うため、範囲は設計時に決定する。
 2. 散水用の既存放水銃・散水栓を移設とするが、明確な移設位置については設計時に決定する。
 3. 汚水: 既存樹に接続する。
 4. 雨水: 敷地内既存側溝に接続とする。
 5. 事務室のコンロはIH、給湯は電気温水器とする。



新沼市立江南小学校 グランド 散水スプリンクラー 配置図

参考：散水設備 図面

工 事 名	新沼市立江南小学校		
場 所	新沼市立江南小学校		
図 面 名	グランド散水スプリンクラー 配置図		
縮 尺	1:600	図 番	/
年 月 日	47年7月	日	
	係	設 計	
新沼市山本町1丁目1番13号 丸高工業株式会社			



--- : 防火上主要な間仕切り壁の範囲を示す